以下の記述のうち、正しいものには○を、間違っているものには×をつけてください。

問1

政府は、オープンデータ基本指針にて、オープンデータを以下のすべてを満たすデータとして定義している。

1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
2. 機械判読に適したもの
3. 無償で利用できるもの

問2

機械判読に適したデータと、人間が見やすいデータの形式は、同じである。

問3

オープンデータを公開することは地域課題の解決に役立つことがある。

問4

情報公開請求件数の多いデータをオープンデータとして公開することにより、業務負担を軽減できるケースがある。

問5

行政がオープンデータを提供する場合、行政はデータを公開するところから最終的なアプリケーションの

構築まで、全てを担う。

問6

すでに自治体のホームページで公開している情報に利用規約(利用ルール)をつければオープンデータ

となる。

問7

オープンデータは、データ保有自治体のホームページに公開しなければならない。

問8

公開したオープンデータに誤りがあっても責任を負う必要はなく、速やかに修正すればよい。

問9

オープンデータは、PDF、Excelで公開してもよいが、機械判読に適したCSV形式での公開がより適している。

問10

オープンデータの公開後は、一切改変せず、そのまま公開し続けるべきである。